規

則

る。

令和· 三月二十七日

○青森県漁港管理規則の一部を改正する規則……………… ○青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号 ○賠償責任を有する補助職員を指定する規則の一部を改正す 則…………………………………………………………(行政経営課) することができる事務等を定める規則の一部を改正する規 の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用 規 則 入 整漁 備漁 課場 事 課) :: 一 : =

○下水道事業の業務に係る賠償責任を有する補助職員を指定 ○青森県漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則……

青

○青森県都市公園規則の一部を改正する規則……………… する規則…………………………………………(都市計画課)… 二

同

:

 \equiv

賠償責任を有する補助職員を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布す

令和六年三月二十七日

青森県知事 宮 下

宗

郎

号外第十四号

青森県規則第六号

号)の一部を次のように改正する。

「第二百四十三条の二の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の八第一項後段_

賠償責任を有する補助職員を指定する規則

(昭和四十年十月青森県規則第八十三

賠償責任を有する補助職員を指定する規則の一部を改正する規則

附 則 に改める。

目

次

この規則は、 令和六年四月一日から施行する。

する規則をここに公布する。 行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正 青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施

令和六年三月二十七日

青森県知事

宮

下

宗

郎

青森県規則第七号

同

: =

律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の 青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

一部を改正する規則

年十二月青森県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。 行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則(平成二十七 青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施

を加える。 第二条第四項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号

健康管理支援事業の実施に関する事務 生活保護法第五十五条の八第一項の規定に準じて行う外国人に対する被保護者

から第七号まで」に改める。 第三条第五項中「第二条第四項各号」を「前条第四項各号」に、 「及び第六号」を

第五条第四項中「第八号」を「第九号」に改める。

附

則

この規則は、 公布の日から施行する。

青森県漁港管理規則の一部を改正する規則をここに公布する

令和六年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗

郎

青森県規則第八号

青森県漁港管理規則の一部を改正する規則

に改正する。 青森県漁港管理規則(昭和三十九年五月青森県規則第四十七号)の一部を次のよう

港漁場整備法施行規則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則」に改め 漁港漁場整備法施行令」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令」に、 第一条中「漁港漁場整備法 (」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律 (」 に、 渔

第十条第一項中「第十一条」を「第二十条」に改める。

第十二条中「第十二条第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

第八号様式中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め

附 則

る。

この規則は、 令和六年四月一日から施行する。

青森県漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十七日

青森県知事

宮 下 宗 郎

青森県規則第九号

青森県漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則

次のように改正する。 青森県漁港漁場整備法施行細則(平成十二年三月青森県規則第百十六号)の一部を

題名を次のように改める。

第 条中「漁港漁場整備法 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則

港漁場整備法施行規則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則」 漁港漁場整備法施行令」を 「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令」に、 (」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律 (」 渔

第二条第一項中「第六条の二」を「第十四条」に改める。

令」に改める。 第四条中「漁港漁場整備法施行令」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行

み 注律」 に改める。 第一号様式及び第二号様式中「漁港漁場機備強」を「漁港及び漁場の機備等に関す

この規則は、 令和六年四月一日から施行する。

る規則をここに公布する。 下水道事業の業務に係る賠償責任を有する補助職員を指定する規則の一部を改正す

令和六年三月二十七日

青森県知事

宮

下

宗

郎

青森県規則第十号

正する規則 下水道事業の業務に係る賠償責任を有する補助職員を指定する規則の一部を改

青森県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。 下水道事業の業務に係る賠償責任を有する補助職員を指定する規則 (令和二年三月

に改める。 「第二百四十三条の二の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の八第一項後段

附 則

青森県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和六年三月二十七日

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

青森県規則第十一号

青森県知事

宮

下

宗

郎

青森県都市公園規則の一部を改正する規則

改正する。 青森県都市公園規則(昭和五十三年四月青森県規則第二十号)の一部を次のように

トレーニング室の使用の場合」を削る。 表第五号イ」を「別表第二第五号イ」に改め、 第四条第四項中「別表第二第四号イに規定する貸切使用以外の使用の場合並びに同 「及び同号クに規定する総合体育館の

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)

定価小口一枚ニ付十八円九十銭 毎週月・水・金曜日発行